

# 投資に関する社内ルール 作成支援

有価証券の減損処理の要否判定からビジネス意思決定へ

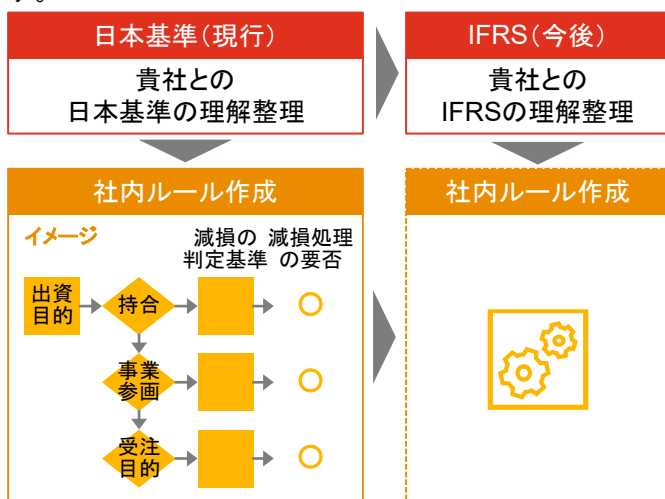
## 背景 — なぜ社内ルールが必要か

投資時の検討は綿密に実施しても、その後の結果の評価や撤退などについてのモニタリングができていないという企業が少なくありません。その結果、適切なタイミングでの対応がとれず、投資損失の拡大につながることがあります。一方で、全ての投資に対する社内モニタリングルールについて全社的な方針や構想を策定するには、さまざまな部門が関連することから調整に時間がかかります。そのため、抜本的な取り組みを実現するのは困難です。

そこで、まずは経理部門の会計マニュアルとして、さまざまな出資目的で保有している有価証券の減損処理の要否判定について、単なる数値基準だけでなく、実態に即した社内ルールを作成することが有効です。

## 社内ルール策定方法

有価証券の減損処理の要否判定の社内ルールを策定するにあたり、一例として以下のようなアプローチが挙げられます。



上記のアプローチで、有価証券の減損処理の要否判定の会計上の社内ルール作成を優先させます。この検討結果を、保有する投資案件からの撤退などの判断材料に活用することができます。

## 社内ルールを作成する上での留意点

社内ルールは単なる数値基準ではなく、実態に即したものにすることが重要です。社内ルールを作成する上での主な留意点は以下のとおりです。

- **減損判定を時価ベースで**  
買収等により取得した会社について、連結財務諸表上、のれんを認識する場合には、減損判定も時価評価を行っている個別財務諸表をベースに行う。
- **一定の「様子見」期間に縛られない**  
「非上場株式会社については、取得から〇年は減損しない」というルールを定めている場合、投資の目的や投資先の事業内容によっては、減損が必要にもかかわらず減損しない、もしくは減損が必要なのに減損する、といった事象が生じないようにする。
- **「財政状態悪化」の比較対象**  
財政状態の悪化とは、「1株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合をいう」\*ことから、当該株式取得時の1株当たり純資産額との比較を行い、1株当たり投資額との比較は行わない。

\*日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」

## — お問い合わせ —

PwCあらた有限責任監査法人 pwcjppr@jp.pwc.com  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング  
TEL (代表)03-6212-6800 | Fax: 03-6212-6801 | Website: www.pwc.com/jp



※ PwCあらた有限責任監査法人は世界最大級の会計事務所であるPwCグローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.